

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- 目次
- ◇告示 身体障害者福祉法による医師の指定
ブルセラ病等の検査
米飯提供業者の登録
保健所、衛生研究所の検査手数料一時減額扱
 - ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
 - ◇難報 県立公共職業補導所補導生の募集

告示

鳥取県告示第四百二十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定にもとづき身体障害者が診断をうける医師を次のとおり指定した。

昭和三十三年八月三十日

診療科名	氏名	住 所
内 科	岡田 由夫	鳥取市古市一市立鳥取市民病院
外 科	秋山英一郎	倉吉市越殿町一四〇八番地厚生病院

鳥取県告示第四百二十四号

次のように結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に對して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年八月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ、予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍

搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及び分娩前後二箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

四 実施期日 別表のとおり
五 検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン反応検査
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応検査及び試
験管法検査
肝てつ検査……皮内反応検査及び虫卵検査
肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

第一次	第二次	検査区域	検査場所
九月九日	九月十二日	西伯郡中山町旧逢坂地区	西伯郡中山町庄田家畜検査場
"	"	名和町旧光徳地区	名和町上光徳"
"	"	中山町旧逢坂地区	中山町中尾"
"	"	名和町旧光徳地区	逢坂"
"	"	名和町旧光徳地区	名和町光徳"
"	"	旧庄内地区	高田原"
"	"	旧名和地区、旧御来屋地区	庄内"
"	"	旧名和地区	名和"
"	"	大山町旧大山地区	大山町赤松"

鳥取県告示第四百二十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基き次のとおり米飯提供業者の

登録をした。

昭和三十三年八月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

"	三十日	十月三日	旧高麗地区	長田"
"	十月一日	四日	旧所子地区	所子家畜保健衛生所
"	八日	十一日	旧大山地区	佐摩家畜検査場
"	九日	十二日	高麗地区	坊領"
"	十四日	十七日	淀江町大和"	高麗"
"	十五日	十八日	宇田川地区	淀江町大和"
"	十六日	十九日	淀江地区	宇田川"
"	"	"	"	淀江"

登録番号 氏名 名称又は屋号

住 所 営業の場所

- 七四九 山市むめ子 三尚食堂 東伯郡東郷町引地杭ノ和田四〇ノ一〇九 住所に同じ
- 七五〇 野坂 寛治 米子市宮ぶな林 米子市中町二〇 西伯郡大山町大山

鳥取県告示第四百二十六号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により昭和三十三年九月一日から同年九月七日まで梅毒血清反応検査料を五十円に減額する。

昭和三十三年八月三十日
鳥取県知事 遠藤 茂

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年八月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

一日時 昭和三十三年八月三十一日午前九時

二 場所 鳥取市吉方 久松閣

三 議題 岩美町農業委員会委員選挙に対する訴願に

052

雑報

県立公共職業補導所補導生を次の要綱により募集する。

昭和三十三年八月三十日

鳥取公共職業安定所長

募集要綱

一 募集補導生数

公共職業補導所名 補導科目 補導期間 募集補導生数 所在地

鳥取 自動車整備科 一箇年 二〇 鳥取市富安

鳥取 男子服科 〃 二〇 鳥取市富安

二 選考

公共職業補導所名 鳥取

補導科目 自動車整備科 男子服科

選考日時 九月十八日午前九時

選考場所 鳥取公共職業補導所（鳥取市富安）

入所決定発表 九月二十日

願書締切 九月十五日

三 選考方法

国語、数学及び社会につき補導生として必要な学力の筆記試験並びに簡易な口答試問及び人物考査を行う。

四 応募資格

義務教育を終了した者で、志操堅固にして将来その業に精進しようとする者

五 応募手続

入所願書をも寄りの公共職業安定所に提出のこと

六 その他

授業料不要、補導用器具無料貸与
通学運賃学生割引適用、失業保険金受給資格の存続
寄宿舎完備、補導修了後の就職あっ旋等